

新産業創出・活性化融資

高い技術力・ノウハウを持った企業が、新製品・新商品の開発あるいは新たなサービスの提供を行う際、融資を受けることができます。

対象となる方

高度または独自の技術・ノウハウを有するベンチャー企業や中堅企業等で、以下の(1)から(3)のいずれかの事業を行う企業が対象となります。

- (1) 新商品の生産、新たなサービスの提供を行う事業
- (2) 独自の技術・ノウハウを利用して、商品・サービスの生産・販売・提供の方式を改善する事業
- (3) 上記(1)、(2)の実施のための企業化開発段階以降の技術開発

ただし、技術・サービスの提供方法が、次のア又はイの特徴を満たしている、または満たすことが見込まれる事業であることが必要です。

ア. 特許又は実用新案レベル程度の高度性を有すること

イ. 市場において独自のものと認められること

支援内容

■融資限度額 上限はありませんが、通常は対象事業に必要な資金の一定割合となります。

■融資比率 40%(※)

※ただし、以下の新規事業要件(aまたはb)に該当する事業は50%

a 新商品の生産、新たなサービスの提供を行う事業

b 商品、サービスのコスト・質が著しく改善される事業

■利率 詳しくは日本政策投資銀行にお問い合わせ下さい。

■融資期間 事業の収益性、技術開発のテンポなどを総合的に勘案して決定します。

■担保 応相談

利用方法

本融資のご利用を申し込まれる場合は、日本政策投資銀行にご相談ください。

お問い合わせ先

日本政策投資銀行

電話: 03-3244-1900

URL: <http://www.dbj.go.jp/>